

東京国際交流館 入居募集要項
(推薦方式 平成 25 年度 第 1 回)

1. 設置目的：

東京国際交流館（以下、「交流館」という。）は、次代を担う世界各国・地域からの外国人留学生、日本人学生及び国内外の研究者に、質の高い生活空間を提供するとともに、国際交流事業を積極的に展開し、交流空間を提供することにより、21 世紀の知的国際交流の拠点になるべく、設置されました。

2. 募集対象：

次の(1)から(3)の条件を全て満たす者

(1)平成 25 年 3 月 2 日（土）から平成 25 年 4 月 29 日（月）までの間に入居できる者

(2)平成 26 年 3 月 20 日までに退去できる者

(3)次に挙げる交流館の入居資格を備えている者

※ただし、休学の者は資格なしとみなします。

【外国人留学生】

(1) 大学に所属する（研究生を含む。）優秀な外国人留学生で、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年 10 月 4 日政令第 319 号）別表第 1 の 4 の表に定める在留資格「留学」を有し、交流館から通学が可能な者。

ただし、入居開始時に上記の条件を満たす見込みがあり、在籍予定大学においてその証明かつ推薦が可能な者は、申請可能とします。（在籍開始の 30 日前から入居可）

(2) 大学が実施する学生受入プログラム（インターンシップを含む。）に参加し、教育を受ける外国人学生（「留学」の在留資格を有しない者を含む。原則として、入居期間が 30 日以上ある者）で、交流館から通学が可能な者。

【日本人学生】

大学等の学部 3 年生相当以上に所属する優秀な日本人学生で、交流館内で行われる交流活動等に積極的に携わることが可能であり、交流館から通学が可能な者。

ただし、上記の条件を満たす見込みがあり、在籍予定大学等において推薦が可能な者は、申請可能とします。（在籍開始の 30 日前から入居可）

3. 募集居室：

【外国人留学生・日本人学生】

単身用 A 棟、単身用 B 棟、夫婦用 C 棟、家族用 D 棟

募集居室（空室状況等を含む）について確認したい場合は、大学の担当者から電話でお問い合わせください。

本機構のホームページでも空室状況について掲載する予定です。

4. 入居申請手順・提出書類一覧：

大学において入居者募集を行い、十分審査のうえ、以下の書類を提出してください。（添付資料「入居申請の流れ」参照）

一人の者が複数の申請（同居人名義によるものも含む）や複数居室の希望を出すことはできません。

提出書類一覧

- (1) 入居申請書（別紙様式 1）※外国人留学生と日本人学生とで申請書が異なります。
- (2) 入居推薦書（別紙様式 2）※大学の推薦担当部局にて作成、申請者毎に必要
- (3) 東京国際交流館における交流活動実施・参加計画書（別紙様式 3）
- (4) 申請者の大学の在籍期間が証明できる書類等（期間が記されている学生証、身分証、入学許可、採用通知等）の写し
- (5) 【外国人】旅券の写し（同居人も含む。顔写真と最新の査証のページを各 1 部）
- (6) 【外国人で新規渡日でない者】外国人登録証または在留カードの写し（表裏両面をコピー。申請者・同居人とも必要）
- (7) 【同居人のみ】申請者との続柄がわかる書類の写し
（戸籍謄本、住民票の場合は申請前 3 か月以内に発行されたもの）
※書類が英語以外の外国語の場合は、申請者本人が署名または捺印した翻訳文（日本語または英語）を作成し、大学及び研究機関の当館入居募集・推薦担当者が確認の署名、捺印をしてください。
- (8) 入居申請者情報入力表 ※交流館担当宛てにメール（tiec@jasso.go.jp）で提出
（添付資料「入力表パスワード付与の方法」参照）

5. 応募締め切り：

応募書類の提出期限は、平成 25 年 2 月 1 日（金）交流館必着とします。

提出先は「11. 関係書類の提出先及び照会先」にてご確認ください。

6. 選考方法及び結果通知：

交流館において次の基準により書類選考を行い、結果は大学に対し文書をもって平成 25 年 2 月 15 日（金）までに通知します。

- (1) 交流館が実施する各種交流イベント等へ積極的に参加できる者を優先します。
- (2) 外国人留学生の選考では、渡日 1 年以内の申請者を優先します。
- (3) 外国人留学生の選考では、入居実績の少ない国・地域の申請者を優先する場合があります。
- (4) 入居実績の少ない大学の申請者を優先する場合があります。
- (5) 入居可能期間の長い者を優先する場合があります。
- (6) 外国人留学生の選考では、推薦大学における日本人学生（レジデント・アシスタント）の入居状況も考慮する場合があります。

7. 入居条件：

- (1) 入居期間について

入居期間は平成 26 年 3 月 20 日までの期間内とします。(交流館で実施する各種交流イベントに数多く参加できるよう、原則として平成 26 年 3 月まで入居できる者。)

(2) 館費等について

① 館費

【外国人留学生】

単身棟 A 棟／月額 35,000 円

単身棟 B 棟／月額 45,000 円

夫婦用 C 棟／月額 65,000 円

家族用 D 棟／月額 75,000 円

【日本人学生】

単身棟 A 棟／月額 52,500 円

単身棟 B 棟／月額 67,500 円

夫婦用 C 棟／月額 97,500 円

家族用 D 棟／月額 112,500 円

ただし、月の途中において入居または退去する場合の当該月の館費は、館費の日割額(館費の月額を 30 で除して得た額)に、その月の入居日数(入居日及び退去日を含む。)を乗じて得た額とします。

② 入館費

館費の 1 か月分(入館に際して徴収し、返金しません。)

③ その他

光熱水料及び電話料金は全て実費。

館費、入館費等は、事前に通知を行ったうえで改定する場合があります。

(3) 同居人の入居時期について【夫婦用 C 棟及び家族用 D 棟のみ】

同居人については、申請者と同時入居としますが、何らかのやむを得ない理由で同時に入居できない場合は、事前に申告があった場合に限り、概ね 1 か月まで遅延を認める場合があります(ただし、この場合も入居期間は入居許可証に記載されたとおりとし、変更することはありません)。なお、申告があった日までに入居できない場合は、申請者を含めて入居資格を失います。

8. 申請時の注意事項：

- (1) 提出書類は漏れなく記載し不足なく準備するとともに、申請書の記載内容が添付資料の記載と相違ないか、必ず照合を行ってください。誤記があった場合は申請者本人または大学にて訂正したうえで提出してください。(「入居申請書」と「入居申請者情報入力表」に相違がある場合は「入居申請書」の記載を正式なものとみなします。)

なお、入居後に虚偽の申請が判明した場合は退去処分としますので、十分注意してください。

- (2) 館費は入居許可期間の開始日から発生します。入居許可後に入居開始日の変更はできません。

(3) 交流館の設置目的を鑑み、以下の点に注意し、推薦してください。

① 交流館が実施する各種交流イベント等へ積極的に参加できる者を推薦してください。

② 外国人留学生は、渡日後 1 年以内の者を優先して推薦してください。

③ 外国人留学生は、特定の国・地域の出身者に偏ることなく幅広い国・地域の者を推薦してください。

④ 入居予定期間が長い者を推薦してください。

(4) 入居希望期間は在籍期間終了日以内になるよう設定してください。

(5) 夫婦用 C 棟及び家族用 D 棟には専用駐車場がありますが、数に限りがあり、入居後に申請を受け付け、調整しています。既に乗用車をお持ちの方でも、入居後すぐに使用できるとは限りませんのでご注意ください。

なお、駐車場は、夫婦用 C 棟、家族用 D 棟入居者用のため、単身棟入居者は原則使用できませんが、空きがあれば入居後に相談に応じます。

駐車場の月額料金は以下のとおりです。

外国人留学生／月額 4,200 円

日本人学生／月額 6,300 円

(6) 平成 24 年 10 月現在、交流館が通学・通園範囲となっている公立の小中学校、幼稚園及び認可保育所は次のとおりです。

【中 学 校】江東区立深川第五中学校/江東区立有明中学校

【小 学 校】江東区立東雲小学校/江東区立有明小学校

【幼 稚 園】江東区立ひばり幼稚園

【認可保育所】江東区立東雲保育園/江東区立東雲第二保育園/

YMCA キャンナルコート保育園/YMCA オリーブ保育園/ベリーベアー東雲

なお、江東区では認可保育所の待機児童が非常に多いため、入所が困難な状況が続いています。すぐに入所できるとは限りませんので、同居人に乳幼児がいる申請者を推薦する際は予め申請者にお伝えおきください。

9. 添付書類：

(1) 入居申請書（別紙様式 1）※種類別に 2 部あります。

(2) 入居推薦書（別紙様式 2）

(3) 東京国際交流館における交流活動実施・参加計画書（別紙様式 3）

(4) 東京国際交流館の居室概要について（資料 1）

(5) 居室レイアウト（各棟標準タイプ）（資料 2）

(6) 東京国際交流館寝具リースのご案内（資料 3）

(7) 入居に関する Q&A（資料 4）

(8) 入居許可後の諸手続き（資料 5）

(9) 入居申請の流れ（その他資料）

(10) 入力表パスワード付与の方法（その他資料）

(11) 入居申請者情報入力表

10. その他：

- (1) 関係書類に記載された個人情報、独立行政法人日本学生支援機構及び公益財団法人日本国際教育支援協会（東京国際交流館の管理・運営業務受託者）が当館の管理・運営を行うためにのみ使用し、法律上の要請があった場合を除き、その他の目的には使用しません。
- (2) 選考結果の如何に関わらず、提出された申請書類は返却しません。
- (3) 入居希望者のモデルルームの見学は事前予約制で、毎週水曜日（祝日を除く。）の 14 時に行っております。大学の担当者が見学を希望される場合は随時相談に応じます。ただし、土曜、日曜及び祝日を除く 10 時から 16 時の間の見学に限ります。

11. 関係書類の提出先及び照会先：

〒135-8630

東京都江東区青海 2-2-1 国際研究交流大学村内

独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）

留学生事業部 交流・宿舍事業課 東京国際交流館担当

電話 03-5520-6033

ファクシミリ 03-5520-6034

E-mail tiec@jasso.go.jp